

## 役員報酬規程

(目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第89条、同105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び公益財団法人東京都バレーボール協会（以下「この法人」という。）定款第35条の規定に基づき、公益財団法人東京都バレーボール協会役員報酬支給の基準について定めることを目的とする。

(役員等)

**第2条** この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とし、毎週定期的に勤務する者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬の種類及び通勤手当)

**第3条** 役員報酬は、常勤役員にあつては常勤報酬と役職手当とし、非常勤役員については役職手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬の支払方法)

**第4条** 役員報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への送金を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の計算期間と支給日)

**第5条** 常勤役員報酬の計算期間は、前月21日から当月20日とし、支給日は毎月25日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 役職手当は、理事会出席等必要の都度支払うものとする。

(報酬の決定基準)

**第6条** 常勤理事の報酬および理事の役職手当は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・1および別表・2に基づき、その職務、資格および勤務体系等を勘案して、理事会で決定するものとする。

2 常勤監事の報酬および監事の役職手当は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表・1および別表・2に基づき、監事の協議により決定するものとする。

(通勤手当)

**第7条** 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第9条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額、職員給与規程第9条第3項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程に準ずるものとする。

(常勤役員の日割計算)

**第8条** 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ)を支給する。

2 役員が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、報酬の計算期間の初日から支給するとき以外のとき、または報酬の計算期間の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、報酬の計算期間の総日数からこの法人の就業規程第18条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(旅費交通費の支給)

**第9条** 役員が遠隔地の諸会議に出席するため、及び役員として職務執行に従事するため、特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に定めるところによりその費用を支給することができる。

(旅費交通費の支払方法)

**第10条** 前条の旅費交通費は諸会議に出席する都度及び職務執行に従事する都度、支払うものとする。

(役員退職金)

**第11条** 役員退職金については支給しない。

(規程の改廃)

**第12条** この規程は、評議員会の決議により改廃することができる。

(補則)

**第13条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

1. この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会の設立の登記の日(2012年4月1日)から施行する。

2. この規程は、2016年4月1日から施行する。

3. この規程は、2017年3月21日から施行する。

4. この規程は、2017年10月25日から施行する。

5. この規程は、2018年12月1日から施行する。

6. この規程は、2020年10月29日から施行する。

別表・1 常勤報酬（月額）

号	報酬月額	号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	200,000円	第11号	400,000円	第21号	600,000円
第2号	220,000円	第12号	420,000円	第22号	620,000円
第3号	240,000円	第13号	440,000円	第23号	640,000円
第4号	260,000円	第14号	460,000円	第24号	660,000円
第5号	280,000円	第15号	480,000円	第25号	680,000円
第6号	300,000円	第16号	500,000円	第26号	700,000円
第7号	320,000円	第17号	520,000円	第27号	720,000円
第8号	340,000円	第18号	540,000円	第28号	740,000円
第9号	360,000円	第19号	560,000円	第29号	760,000円
第10号	380,000円	第20号	580,000円	第30号	780,000円

注：勤務体系が週5日に満たない場合は、この常勤報酬×0.05×勤務日数とする。

別表・2 役職手当

会議	報酬額
理事会出席	5,000円
理事会出席 (Web会議、テレビ会議、電話会議等のオンライン会議システムを用いて出席する場合)	2,500円
運営委員会・執行部会等出席	2,000円
運営委員会・執行部会等出席 (Web会議、テレビ会議、電話会議等のオンライン会議システムを用いて出席する場合)	1,000円